

## 令和5年度事業所評価加算対象事業所

令和5年4月サービス提供月から令和6年3月サービス提供月の期間について、事業所評価加算の対象として決定された事業所は次のとおりです。

開設者名	事業所名称	介護保険事業所番号	サービス種類	加算算定開始月 (サービス提供月)	〒	住所	電話番号
社会医療法人 加納岩	リハケアセンター きらり	1971800345	予防訪問リハビリ	2023/4/1	406-0004	山梨県笛吹市春日居町小松855	0553-21-6017
医療法人 銀門会	甲州リハビリテーション病院 甲州訪問リハビリテーション	1971800410	予防訪問リハビリ	2023/4/1	406-0032	山梨県笛吹市石和町四日市場2031	055-262-3121
身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合	峡南ケアホームいいとみ	1950780005	予防通所リハビリ	2023/4/1	409-3423	山梨県南巨摩郡身延町飯富1655	0556-42-4314
社会医療法人 加納岩	リハケアセンター きらり	1971800337	予防通所リハビリ	2023/4/1	406-0004	山梨県笛吹市春日居町小松855	0553-21-6017

○事業所評価加算とは、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを行う介護予防通所系サービス事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、試行的取組として、評価対象となる期間(各年1月1日から12月31日までの期間をいう。)において、利用者の実人員、及び選択的サービスの実施率が一定以上であり(※1)、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上(※2)となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における介護予防通所サービスの提供につき、1月につき120単位を加算するものです。

※1 算定のための基準＝利用実人員数が10人以上であり、選択的サービス実施率が60%以上であること。

※2 
$$\frac{\text{要支援度の維持者数} + \text{改善者数}}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \times 2 \geq 0.7$$